

大館北秋田地域林業成長産業化協議会

再造林推進部会

(企画提案書に関する意見交換会)

協議記録

日時：令和2年10月15日（木） 13：30～15：30

会場：大館市役所田代総合支所 3階 大会議室

大館北秋田地域林業成長産業化協議会 R2.10.15再造林推進部会（企画提案書に関する意見交換会）出席者名簿

大館北秋田地域林業成長産業化協議会会員

番号	区分	所属	役職	氏名	備考
1	森林組合	大館北秋田森林組合	森林整備課長	阿部 昌宏	
2	素材生産者	(有)阿部林業	代表取締役	阿部 文明	
3		(有)畠山造林	代表取締役	佐藤 四郎	
4		(有)花田造材部	(欠席)		
5		(有)伊東農園	(欠席)		
6		(有)新林林業	総括部長	赤石 勝正	
7		(有)山田造材部	総務担当	菊地 和俊	
8		山一林業(株)	(欠席)		
9		石上木材	(欠席)		
10		小林林業	(欠席)		
11		(有)佐栄林業	(欠席)		
12		(有)中田工業	(欠席)		
13		(株)石川組	(欠席)		
20		製材・加工事業者	ニツ井パネル(株)		野呂 満人
27	木材流通事業者	物林(株)	資材グループ長	田口 慎二	
			国産材戦略室	齊藤 政子	
28	学識経験者	秋田県立大学木材高度加工研究所	准教授	足立 幸司	
29	市村	大館市	林政課長補佐	小棚木 信晴	
			林政課木材産業係主査	赤坂 祐幸	
			林政課木材産業係主任主事	千葉 泰生	
			林政課木材産業係会計年度任用職員	安部 千夏	
30		北秋田市	林政課森林整備係主査	安保 貴洋	
			農林課林業振興係副主幹	藤田 学	
31		上小阿仁村	農林課林業振興係主事	長岐 英泰	
			産業課林務商工班主査	田村 勇樹	

大館北秋田地域林業成長産業化協議会委託事業者

番号	名称	役職	氏名	備考
1	森林資源バイオエコノミー推進機構株式会社	代表取締役	高田 克彦	

大館北秋田地域林業成長産業化協議会オブザーバー

番号	区分	所属	役職	氏名	備考
1	行政機関	米代東部森林管理署	署長	一ノ宮 秀和	
			森林技術指導官	吉川 浩人	
米代東部森林管理署上小阿仁支署		総括森林整備官	古川 博哉		
		主任森林整備官	福司 一久		
		森林整備官	今野 梢		
3		秋田県農林水産部	(欠席)		
4		秋田県北秋田地域振興局	森づくり推進課長	春日 進	
			森づくり推進課主幹兼班長	金 道尋	
	森づくり推進課主幹兼班長		工藤 純一		
	森づくり推進課副主幹		近藤 雄樹		
			森づくり推進課主幹	加藤 徳子	

再造林推進部会では、森林経営管理制度の企画提案書について、提案内容の共有と意見交換を行いました。

【協議内容】

（１）概要説明

＜事務局＞経営管理権集積計画の見方や内容を説明。

（２）企画提案書提出結果について

- ・ 企画提案書は４事業者から提案があった。
- ・ 企画提案書の【事業実績】【実施体制】は自由記載となっているが、事業者によって書き方が異なり、何を記載してよいか分らない事業者もいると推測されるため、表などにして数値等を書き込める仕様が必要と思われる。
- ・ 提案書を作成してみた感想として、原木価格、補助金制度も変わっていく中で将来を予測し、金額を提示するのはなかなか怖いものがある。
- ・ 提案書なので「自社をいかに選んでもらうか」を念頭において提案してもらいたい。技術的な提案も一般的な内容だけでなく細かなことを記載して自社を売り込んでいく提案書が望ましい。

（３）意見交換

- ・ 大館市の場合、収益の上がらないと思われる森林も一度は公募（再委託）にかけ、誰からも手が上がらない森林は市で直接管理していくことになる。
- ・ 大館市で集積計画を設定している区域は地籍調査を終えているため、面積は現況とほぼ同じである。集積計画作成の際は現地を確認している。北秋田市、上小阿仁村も同様の意向である。
- ・ 森林保険は再委託した事業者が掛けることとなっているため、保険を掛けずに災害等が発生した場合は事業者の費用負担で復旧しなければならない。事業者のリスク回避のため、見積書に森林保険額の計上漏れがないように注意してもらいたい。
- ・ 集積計画を基に経営管理実施権を設定することになるため、実施権を設定する際に内容を変えた提案はできない。経営管理の内容等の書き方には注意が必要である。集積計画の記載は、読み手によって異なる解釈をされない、わかりやすい表現にしてほしい。
- ・ 今回提出された企画提案書でも補助金見込額に差が出ている。現時点でもらえるはずの補助金が無くなれば、事業者の負担になる可能性もある。経費は事業者で算定できるが補助金はそうではないため、そのリスクは避ける工夫はできないか。
- ・ 森林所有者に支払う金額は、集積計画に書かれたとおりの方法（木代金は実際の販売額、経費は見積額）により算定される。余程の物価変動があった場合のみ変更もあり得るが、原則変更できない。経費の見積りは後から変更できないため、事業者の不利益とならないように固めに見積った方がよい。

- ・様式の中に、公益的機能別施業森林、保安林などの情報も載せたら良いのではないか。
 - ・企画提案書の分りづらい項目などは変更していく方針だと思うが、提案内容や支払うお金に関わることなので、様式がしっかりしていることが大事である。
- などの意見が出された。

3 講評

＜オブザーバー（秋田県北秋田地域振興局）＞

- ・意欲と能力のある林業経営者への登録事業者が、この制度に向かっていけるのか懸念している。
- ・企画提案が出来るような仕組みづくりの必要性を感じた。

＜オブザーバー（米代東部森林管理署）＞

- ・見積りの変更がきかないということが、大きな足かせとなっている。
- ・植栽もスギ限定ではなく、今後、カラマツや広葉樹に変わり低コストに結びつく可能性もあるので、柔軟に考えていただきたい。

＜アドバイザー（秋田県立大学木材高度加工研究所）＞

- ・新しいことをやるには試行錯誤が必要。めげずにコツコツ取り組んでいただきたい。
- ・お互いに意欲と能力のある事業者と自治体にならなければならない。選ぶ方も選ばれる方も責任があるので、タッグを組んで良い仕組みづくりをお願いしたい。

～閉会～

大館北秋田地域林業成長産業化協議会 R2.10.15 再造林推進部会
(午後_企画提案書に関する意見交換会)

